

採点実感から見る合格答案の要件

刑法

2019年3月

担当講師 国木 正

3 採点実感等

(1) 全体について

- ・ 本問を論じるに当たって必要とされている論点全てを検討した答案は少数であったが、その少数の答案を含め、総じて、規範定立部分については、いわゆる論証パターンをそのまま書き写すことだけに終始しているのではないかと思われるものが多く、中には、本問を論じる上で必要のない論点についてまで論証パターンの一貫として記述されているのではないかと思われるものもあり、論述として、表面的にはそれらしい言葉を用いているものの、論点の正確な理解ができていないのではないかと不安を覚える答案が目に付いた。また、規範定立と当てはめを明確に区別することなく、問題文に現れた事実を抜き出しただけで、その事実が持つ法的意味を特段論じずに結論を記載するという答案も少なからず見られた。前述のように、論点の正確な理解とも関係するところであり、規範定立を怠らないのは当然として、結論に至るまでの法的思考過程を論理的に的確に示すことが求められる。

→ ただ覚えているというだけで記述するという姿勢に対して、批判が加えられている。例えば、「自己の占有する他人の物」(刑法252条1項)という要件について、Aが事実上占有しているときに法解釈の展開は不要である。例えば、「供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため」(刑事訴訟法321条1項3号)という要件について、供述者が死亡しているときに法解釈の展開は不要である。